事　務　連　絡
令和８年 10 月 30 日

各 (都道府県 / 市 町 村 / 特 別 区) 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

「予防接種法第５条第１項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について（予告）

予防接種行政につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第５条第１項の規定により市町村長が行う予防接種に係る事務運用の詳細については、「予防接種法第５条第１項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年３月 30 日付け健発 0330 第２号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。

今般、日本産科婦人科学会から厚生労働省に対し、「妊産婦等への説明等における「異常分娩」という用語の使用に関する留意点」に係る報告がなされたことから、令和９年度以降、下記のとおり、同要領の様式及び別紙を改正することを予定しております。

なお、令和９年度以降の定期の予防接種の対象疾病及びワクチンの変更等については、現在、厚生科学審議会において議論いただいており、方向性がご了承され次第、同要領及び様式を改正する予定であり、当該改正の内容については、本事務連絡でお示しした内容とあわせて改めて各自治体に周知することとしています。

記

第１　改正案の概要

予診票様式第二、第八及び第九並びに別紙の質問事項中「分娩時に異常がありましたか。」を「生まれたときに、なにか具合の悪いことはありましたか。」に、「出生後に異常がありましたか。」を「生まれたあとに、なにか具合の悪いことはありましたか。」に、「乳幼児健診で異常があると言われたことがありますか。」を「乳幼児健診で指摘を受けましたか。」に改める。

第２　留意事項

上記改正案については、各自治体における紙の予診票の差替に要する負担等を鑑みて、令和９年度から適用することを予定しているが、当該適用前に各自治体において紙の予診票の質問事項を改正することを妨げるものではない。